託します　私の未来　この一票

投票時間
午前7時～午後8時

8月26日(日)は

熊本県議会議員 合志市選挙区補欠選挙

の投票日です

立候補予定者説明会

日時：8月7日(火)　午後2時～
場所：合志市役所合志庁舎2階「庁議室」

問い合わせ先　市選挙管理委員会事務局(合志庁舎　総務課内)☎248-1112

期日前投票

選挙の当日(８月26日)に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等で投票所に行けない人は、期日前投票が出来ます。

●**期　間**　８月18日(土)～８月25日(土)
●**時　間**　毎日午前８時30分～午後８時
●**場　所**　合志市役所　合志庁舎２階「庁議室」・西合志庁舎２階「中会議室」

※選挙期日には満20歳に達するが、投票の時点ではまだ20歳に達していない人の投票については、従来の「不在者投票」を行なうこととなります。この場合は合志庁舎のみでの投票となります。

■県内の市町村へ転出した人

合志市の選挙人名簿に登録されている人が、合志市から県内の他の市町村に転出した場合は、「引き続き県内の市町村に住所を有する旨の証明書」を提示すれば、合志市の旧住所地の投票所で投票することができます。

※前記の「引き続き県内の市町村に住所を有する旨の証明書」は、住基カードまたは運転免許証などの身分を証明できる書類を持参すれば、いずれの市町村でも発行を受けることができます。

■県外へ転出した人

県外に転出した人は、投票することができません。

不在者投票

選挙人名簿登録地の市町村以外の市町村に滞在中または居住の場合、滞在先の市町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。
※詳しくは選挙管理委員会までお尋ねください。

不在者投票所として指定されている病院等に入院(入所)している場合、病院等の中で不在者投票ができます。
※詳しくは入院(入所)している施設にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人、または介護状態区分が「要介護５」の人は自宅などから郵便等による不在者投票ができます。
あらかじめ申請や届出の手続きが必要ですので、お早めに選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

合併処理浄化槽の設置

問い合わせ先
上下水道課　管理工務班
(合志庁舎)
☎248-1159

市では、公共下水道に代わる施設として、皆さんのお宅の敷地の一部(無償で借用)に合併処理浄化槽を設置し、維持管理する事業を行なっています。

●対象となる区域

下水道処理区域および農業集落排水処理区域以外にお住まいの人。ただし、新しく住宅を新築する場合を除きます。

●対象となる住宅

現在、くみ取りまたは単独浄化槽をお使いの住宅で、合併浄化槽の大きさが、おおむね10人槽以下となる住宅。また、合併浄化槽の処理水の放流先が確保できる住宅。(現に空き家である場合、事業所等である場合は対象となりません。)

●負担していただく費用

①受益者分担金

市で合併浄化槽を設置した場合、受益者から合併浄化槽設置工事費の一部を負担していただく分担金です。農業集落排水受益者分担金制度に準じます。

②宅内排水設備工事費

トイレ、手洗い、台所、風呂などの生活雑排水を合併浄化槽に接続する工事費です。

③使用料

上水道の使用水量に応じて使用料がかかります。井戸水等をお使いの場合は別途、使用料を算定します。

●すでに合併浄化槽を設置している場合

適切な維持管理が行なわれている合併浄化槽を市に無償で寄付(譲渡)すると、寄付後の維持管理(法定検査、清掃等)は市が行ないます。ただし、市で設置した場合と同じように使用料がかかります。
※その他申請手続きなど詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

ハンセン病を正しく理解しよう！

ハンセン病啓発事業講演会

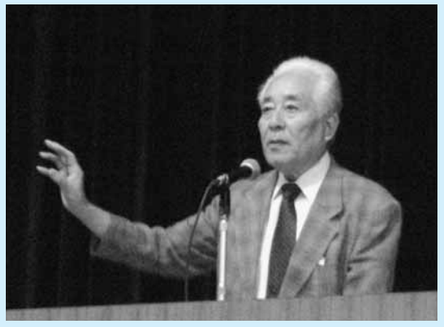

6月24日、ハンセン病を正しく理解する週間に合わせ「ハンセン病啓発事業講演会」がヴィーブルで開かれました。

平成15年に県内で発生したハンセン病元患者へのホテル宿泊拒否事件からも見られるようにハンセン病への差別と偏見は、まだまだ残っていると言えます。

一人ひとりが、差別の現実を見つめ、自分自身の問題としてとらえ、真剣に考える必要があります。

今回は、映画「新・あつい壁」製作上映実行委員長の坂本克明さんを講師に迎え、「ハンセン病救済運動の光と影」という演題で、ハンセン病元患者への差別の実態と、一人ひとりの啓発への取り組みの重要性について講演がありました。参加者は、改めてハンセン病問題をはじめ、同和問題、障害者問題などさまざまな人権問題について、正しい理解を深め、差別・偏見をなくすことの必要性を学びました。